

〈 通知預金 〉 商品概要説明書 (1)

平成24年7月4日現在

1.	商品名	通知預金
2.	販売対象	どなたでもご利用できます。(法人および個人)
3.	期間	期間の定めはありません。ただし、預入日から7日間の据置期間が必要です。
4.	預入	
	預入方法	一括預入いただきます。
	預入金額	1万円以上
	預入単位	1円単位
5.	払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・据置期間経過後は随時解約(一括払い戻し)できます。 ・元金は、解約日に利息とともに払い戻します。 (解約にあたっては解約する日の2日前までに通知が必要です。)
6.	利息	
	適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利 店頭に表示する毎日の利率を適用します。
	利払方法	解約時(払戻時)に一括してお支払いします。
	計算方法	付利単位を1,000円とし、1年を365日とする日割計算
7.	税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の方のお利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ・法人は総合課税となります。
8.	手数料	—
9.	付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・マル優のお取扱い マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠(最高350万円)まで非課税でご利用いただけます。
10.	中途解約時の取扱い	据置期間内に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金利率によって利息を計算し元金とともにお支払いします。
11.	金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。

〈 通知預金 〉 商品概要説明書（２）

平成24年7月4日現在

12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または人事部（9時～17時、電話：0224-24-3075）にお申出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記人事部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫人事部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・この預金は「通知預金規定」によりお取り扱いします。・預金保険制度の付保対象預金です。・当金庫にお預け入れいただいている預金保険制度の対象となる預金すべてについて、名寄せしたうえで、預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息が最低保障されます。